

東大安環第 74 号
令和 4 年 8 月 5 日

原子力規制委員会 殿

東京都文京区本郷7丁目3番1号
国立大学法人東京大学
学長 藤井 輝夫

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
原子炉施設に係る保安規定の変更承認申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第37条第1項及び同法第76条の規定に基づき、令和4年6月24日付け東大安環第56号をもって申請した国立大学法人東京大学の原子炉施設に係る保安規定の変更承認申請書を一部補正いたします。

記

1. 変更の理由

別紙1のとおり

2. 変更の内容

令和4年6月24日付け東大安環第56号をもって申請した東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設に係る保安規定の変更承認申請書の記述を、別紙2の新旧対照表のとおり補正する。

補正の理由

1. 本文中において、別表第9を第19条の7第2項だけでなく、第20条第1項でも明示するため。また、別表第9の表題に対する表記の適正化のため。

一部補正に係る新旧対照表
(補正箇所を下線で示す。)

補正前 (令和4年6月24日申請)	補正後	備考
表紙及び目次 (省略)	表紙及び目次 (補正なし)	
第1章 総則 第1条から第3条 (省略)	第1章 総則 第1条から第3条 (補正なし)	
第2章 職務及び組織 第4条から第17条 (省略)	第2章 職務及び組織 第4条から第17条 (補正なし)	
第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理 第1節 第18条から第19条 (省略)	第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理 第1節 第18条から第19条 (補正なし)	
第2節 第19条の2から第19条の6 (省略)	第2節 第19条の2から第19条の6 (補正なし)	
(定期事業者検査) 第19条の7 専攻長は、品質保証監査委員会を通じ、以下の各号に掲げる弥生施設の定期事業者検査を行わなければならない。ただし、廃止措置計画書に示す設備の性能を維持すべき期間に限る。 (1) 計測制御系統施設に含まれる計器及び放射線管理施設に含まれる放射線測定器の校正を年1回 (2) 前号に掲げるものを除く別表第9に掲げる廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設(以下「性能維持施設」という。)の性能検査を年1回(ただし、分解検査については、10年に1回以上行うこととする)	(定期事業者検査) 第19条の7 (補正なし)	
(自主点検) 第20条 原子炉本部長は、各部長を通じ、弥生施設の自主点検を行わなければならない。ただし、廃止措置計画書に示す設備の性能を維持すべき期間に限る。 2 各部長は、所掌する施設についての保守点検を自ら期間を定め定期的に行わなければならない。又保守点検を行った場合には、その旨を記録し、原子炉本部長に報告しなければならない。 3 各部長は、廃止措置計画に基づき設備の性能を維持すべき必要がなくなった場合には、原子炉本部長の承認を受け、その旨を設備に掲示しなければならない。 4 原子炉本部長は、第5項による臨時自主点検を終えたとき又は前項の報告を受けたときには、専攻長に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。 5 専攻長は、前項の報告(臨時自主点検を除く。)により定期的な保守点検以外の点検が必要と認めるときには、原子炉本部長に対し臨時自主点検を行うよう命ずることができる。	(自主点検) 第20条 原子炉本部長は、各部長を通じ、 <u>別表第9</u> に掲げる弥生施設の自主点検を行わなければならない。ただし、廃止措置計画書に示す設備の性能を維持すべき期間に限る。 2 各部長は、所掌する施設についての保守点検を自ら期間を定め定期的に行わなければならない。又保守点検を行った場合には、その旨を記録し、原子炉本部長に報告しなければならない。 3 各部長は、廃止措置計画に基づき設備の性能を維持すべき必要がなくなった場合には、原子炉本部長の承認を受け、その旨を設備に掲示しなければならない。 4 原子炉本部長は、第5項による臨時自主点検を終えたとき又は前項の報告を受けたときには、専攻長に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。 5 専攻長は、前項の報告(臨時自主点検を除く。)により定期的な保守点検以外の点検が必要と認めるときには、原子炉本部長に対し臨時自主点検を行うよう命ずることができる。	表記の適正化に伴い明示
第21条 (省略)	第21条 (補正なし)	

補正前 (令和4年6月24日申請)	補正後	備考
第3節 第22条から第31条 (省略)	第3節 第22条から第31条 (補正なし)	
第4章 核燃料の管理 第32条から第35条 (省略)	第4章 核燃料の管理 第32条から第35条 (補正なし)	
第5章 管理区域等の設定 第36条から第42条 (省略)	第5章 管理区域等の設定 第36条から第42条 (補正なし)	
第6章 放射線管理 第1節 第43条から第49条 (省略)	第6章 放射線管理 第1節 第43条から第49条 (補正なし)	
第2節 第50条から第56条 (省略)	第2節 第50条から第56条 (補正なし)	
第7章 放射性廃棄物の管理 第56条の2から第59条 (省略)	第7章 放射性廃棄物の管理 第56条の2から第59条 (補正なし)	
第8章 非常時の場合の措置 第60条から第62条 (省略)	第8章 非常時の場合の措置 第60条から第62条 (補正なし)	
第9章 保安教育及び訓練 第63条から第64条 (省略)	第9章 保安教育及び訓練 第63条から第64条 (補正なし)	
第10章 記録その他 第65条から第66条 (省略)	第10章 記録その他 第65条から第66条 (補正なし)	
第11章 品質マネジメントシステム 第67条から第73条 (省略)	第11章 品質マネジメントシステム 第67条から第73条 (補正なし)	
附則 (省略)	附則 (補正なし)	
別図第1から別図第5 (省略)	別図第1から別図第5 (補正なし)	
別表第1から別表第8の2 (省略)	別表第1から別表第8の2 (補正なし)	

補正前 (令和4年6月24日申請)

別表第9 原子炉本体

施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目
原子炉格納施設	原子炉室	遮蔽壁(外壁、天井)	・有意な損傷等がないこと	外観検査
		ペネトレーション	・有意な損傷等がないこと(水量を保持できること)	
原子炉格納施設	原子炉室	気密扉 (パージバルブ扉、大扉) スライド扉	・有意な損傷等がないこと	外観検査
			・空気漏洩率(5%/日以内)	作動検査
		天井クレーン	・定格荷重(10t)の荷が移動できること	年次点検
		負圧制御装置 (技術盤の温湿度計を含む)	・～3.00kPaまで計測できること ・-20～50℃の温度及び0～100%の湿度が記録できること	点検校正
その他原子炉の 附属施設	原子炉実験準備室	気密扉 (パージバルブ扉、大扉)	・有意な損傷等がないこと	外観検査
		天井クレーン	・負圧が維持できること	作動検査
	附属建屋	研究棟	・定格荷重(10t)の荷が移動できること	年次点検
		研究棟	・H ₂ O T実験室では、作業時に負圧が維持できること	外観検査
	電気設備	受変電設備	・外観に異常がないこと	外観検査
			・配線の腐食、ゆるみがないこと	外観検査
		非常用電源 (無停電電源設備) (ディーゼル発電機)	・商用電源6600Vを受電できること	作動検査
			・外観に異常がないこと ・著しい損傷や異音、異臭が認められないこと	外観検査

別表第9 放射性廃棄物の廃棄施設からその他原子炉の附属施設
(省略)

補正後

別表第9 原子炉本体

施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目
原子炉格納施設	原子炉室	遮蔽壁(外壁、天井)	・有意な損傷等がないこと	外観検査
		ペネトレーション	・有意な損傷等がないこと(水量を保持できること)	
原子炉格納施設	原子炉室	気密扉 (パージバルブ扉、大扉) スライド扉	・有意な損傷等がないこと	外観検査
			・空気漏洩率(5%/日以内)	作動検査
		天井クレーン	・定格荷重(10t)の荷が移動できること	年次点検
		負圧制御装置 (技術盤の温湿度計を含む)	・～3.00kPaまで計測できること ・-20～50℃の温度及び0～100%の湿度が記録できること	点検校正
その他原子炉の 附属施設	原子炉実験準備室	気密扉 (パージバルブ扉、大扉)	・有意な損傷等がないこと	外観検査
		天井クレーン	・負圧が維持できること	作動検査
	附属建屋	研究棟	・定格荷重(10t)の荷が移動できること	年次点検
		研究棟	・H ₂ O T実験室では、作業時に負圧が維持できること	外観検査
	電気設備	受変電設備	・外観に異常がないこと	外観検査
			・配線の腐食、ゆるみがないこと	外観検査
		非常用電源 (無停電電源設備) (ディーゼル発電機)	・商用電源6600Vを受電できること	作動検査
			・外観に異常がないこと ・著しい損傷や異音、異臭が認められないこと	外観検査

別表第9 放射性廃棄物の廃棄施設からその他原子炉の附属施設
(補正なし)

備考

表題の適正化に伴い一部削除